

平成23年7月4日

経済産業大臣  
海江田 万里 殿

中部電力株式会社  
代表取締役社長 水野 明久  
社長執行役員

浜岡原子力発電所の運転停止に係る要請について

当社は、平成23年5月6日付け要請書[平成23・05・06原第1号]（「浜岡原子力発電所の津波に対する防護対策の確実な実施とそれまでの間の停止について」）に対し、平成23年5月9日付け回答書「浜岡原子力発電所の運転停止について」の添付書類「浜岡原子力発電所運転停止要請に係る確認事項」の履行を条件として、浜岡原子力発電所4，5号機を停止するとともに停止中の3号機の再起動を見送ることを決定いたしました。

なお、当社からの確認事項につきましては、平成23年5月11日付け回答書[平成23・05・11原第16号]（「浜岡原子力発電所の運転停止について（回答）」）において、経済産業大臣から最大限支援することを確約いただいております。

つきましては、今回の浜岡原子力発電所の運転停止により、お客さま、立地地域の皆さま、株主の皆さまをはじめ多くの皆さまに過度な負担、不利益が生じないように、別添「浜岡原子力発電所の運転停止に係る要請事項」のとおり、要請させていただきますので、国として特段のご配慮、ご支援をお願いいたします。

また、今後、新たにご支援を賜りたい事項が生じた場合には、速やかに要請させていただきますので、ご配慮の程よろしくお願いいたします。

以 上

添付資料「浜岡原子力発電所の運転停止に係る要請事項」

## 浜岡原子力発電所の運転停止に係る要請事項

1. 浜岡原子力発電所の中長期対策における許認可申請等の手続き迅速化
2. 電力需給バランスの確保に向けた支援
  - ・ 火力機の定期事業者検査時期のさらなる延長 (※)
3. 追加費用負担に係る支援
  - ・ 日本政策投資銀行の危機対応融資制度に基づく貸付 (※)
  - ・ 金融機関からの借入に係る利子補給
  - ・ 国から格付機関、民間金融機関に対して、浜岡原子力発電所の停止期間が限定的であり、国が最大限の支援をすることを説明
  - ・ 浜岡原子力発電所の停止期間中における原子力損害賠償支援機構法（案）に基づく一般負担金に関する特別措置
  - ・ 浜岡原子力発電所の停止期間中における石油石炭税の減免
4. CO2 排出量に関する配慮
  - ・ CO2 クレジット調達および CO2 排出係数の算定方法に関する特例措置
  - ・ 環境配慮契約法に基づく官公庁入札参加資格の維持

(※) については、既にご対応いただいております。

以 上